

## 論点に対する回答

分野	地方公共団体のデジタル化
省庁名	農林水産省
論点	<p>農林水産省共通申請サービスについて、以下の点を御説明願います。</p> <p>① システムの概要（対象手続、システムに係るこれまでのスケジュール、今後のスケジュールなどを含む）について御説明願います。</p> <p>② デジタル化に当たり行った制度及び業務の見直し等について御説明願います。</p> <p>③ 利用者目線で使い勝手の良いシステムとする観点から、以下の点について、農林水産省共通申請サービスにおける取組を御説明ください。</p> <p>ア：相互に関連性のある複数の手続を、一つのオンラインシステムとして構築すべきとの考え方を踏まえ、デジタル化する手続の範囲をどのように設定したか御説明ください。</p> <p>イ：利用者のニーズ等を把握するために、事業者や地方公共団体等の意見をどのように聴取したか御説明ください。</p> <p>ウ：地方公共団体と事業者との間のインターフェイス（申請項目、様式等）の標準化について御説明ください。</p> <p>エ：当該システムにおける、G ビズ ID の導入など使い勝手の良い認証の仕組の導入、外部連携機能（API）の整備等について御説明ください。</p>

【回 答】

- ① 平成 30 年度に策定した「農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、農林水産省が所管する行政手続のオンライン化の手法についての検討に着手した。同年度中から要件定義を開始し、令和元年度に開発着手、2 年度から一部事業について先行的にオンライン化を開始した。

また、令和元年度に閣議決定された、「デジタル・ガバメント実行計画」においても、農林水産省共通申請サービスを整備することが明記されており、4 年度までに、農林水産省の法令に基づく手続や補助金・交付金の手続（3,000 超）を対象として、オンライン化率 100%、7 年度にオンライン利用率 60%を目指す。（説明資料 P 2, 4）

- ② eMAFF を活用した行政手続のオンライン化は、業務のあり方を見直し、簡素化・効率化を進める絶好の機会である。このため、農林水産省では、本年 1 月、内閣官房の主導で始まった業務の抜本見直しの取組に合わせ、事務次官をチーム長とする「業務の抜本見直しチーム」を立ち上げ、このチームが中心となり、eMAFF の運用開始を前提とした BPR を実施している。

具体的には、

ア 本年 3 月までに、3,000 超の行政手続（法令、補助金・交付金）の業務フローを整理し、可視化。併せて、各課 1 つ以上の重点取組事項を設定し、見直し案を作成。

イ 重点取組事項の取組を横展開しつつ、大臣官房で BPR による改善度合いを確認した上で、順次オンライン化。

オンライン化後も、現場のユーザーの声に耳を傾けつつ不断の見直しを実施していく。

（説明資料 P 13, 14）

- ③ア デジタル化社会の到来を踏まえれば、オンライン化する行政手続は幅広く対象にすることが基本である。また、農林水産分野における行政手続において準備すべき書類の量が多く、手間もかかるという農林漁業者や地方自治体職員など現場の声が寄せられており、このままでは農林水産政策の遂行に影響が出ることも懸念される。

このため、農林水産省では、当省に対し直接行われる手続だけでなく、地方自治体で完結する行政手続も含め、例外を設けず農林水産省が

所掌する全ての行政手続を対象としてオンライン化を進めることとした。(説明資料P 2)

- ③イ 現場における様々な事業説明の機会や、農業者、地方自治体職員から、本省だけでなく地方農政局・支局に届くご意見を丁寧に収集することでニーズを把握してきた。

例えば、経営所得安定対策事業では、eMAFF の取扱いに関する現地職員向け研修を全 7 回実施したことに加え、本省職員が現地に 30 回以上出張するなど情報収集を重ね、その結果を関係者にとって使いやすい UI/UX の開発に反映してきた。また、地方自治体から農林水産省に出向している職員との意見交換も幾度も実施し、自治体内の業務フローやネットワーク環境について伺った。(説明資料P 2, 12)

- ③ウ 同一の制度について、申請様式や、データ項目が自治体毎に異なっていた場合、入力を行う者が人間であるならば対応できても、将来的に官民データ連携を元に民間サービス経由で申請を行うときには障害となる。今回のオンライン化を契機に、これまで都道府県の裁量により定められていた申請書の様式統一化や記載事項・添付書類の削減を進めている。併せて、SaaS を活用することにより、利用者にとって統一感のある UI/UX の提供を実現している。(説明資料P 14)

- ③エ オンライン化はユーザーの利便性を第一に考える必要があり、その重要な要素の一つがシングルサインオンの実現であると考えている。

このため、既に府省の垣根を越えて広く活用されつつある IdP 基盤である法人共通認証基盤 (G ビス ID) を、経済産業省の協力も得ながら導入した。

また、農林漁業者等に対し様々なサービスを提供する民間事業者の事業活動や、更には行政機関におけるデータに基づく政策の企画立案・実行等に資するため、令和 3 年度以降の機能拡充において、各種のデータ連携基盤や既存の申請システム、データベースとのデータ連携を可能にする API を順次導入する予定である。(説明資料P 2)